平成２５年（フ）第１４９号
広島県福山市沼隈町能登原1333、住民票上の住所広島県福山市元町13番12号　元町Ｓビル６Ｆ
債務者　中山　裕章
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１５８号
広島県福山市川口町２丁目９番５号
債務者　橋本まりこ
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４１６号
北九州市小倉北区片野４丁目19番５―901号
債務者　阿部シガ子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４１７号
北九州市小倉北区片野４丁目19番５―901号
債務者　阿部　晴也
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５０７号
北九州市小倉北区室町２丁目11番６―302号
債務者　山下　浩由
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５０８号
北九州市小倉北区室町２丁目11番６―302号
債務者　山下　勝子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５６５号
北九州市八幡西区陣原３丁目24番11―1001号
債務者　川野早百合
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４１号
神奈川県横須賀市長沢３丁目７番30号冨嶽８番館101
債務者　井村　和子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１５５７号
名古屋市中川区高畑３丁目115番地　グリュックハーベン805号
債務者　榊原タエ子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８号
山口県周南市青山町12番24号、前住所周南市室尾１丁目22番30号　ルーラル１―101号
債務者　増原　伸子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４５４号
栃木県宇都宮市若草３丁目２番６号
債務者　鈴木　章治
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９８４０号
東京都中野区東中野２丁目12―７―201
債務者　崎浜　晋吾
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９４７号
東京都足立区本木１丁目23―18　斉藤コーポ３Ｆ
債務者　金沢大史こと　金　　大史
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９５６号
東京都杉並区西荻北１丁目８―４―205
債務者　中島　峰子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９７４号
東京都墨田区横川５丁目９―４―1210
債務者　前田　　優
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９８０号
神奈川県横浜市泉区中田西４丁目19―９―101
債務者　山内　晴晶
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部